

資料 1

令和 2 年度京都市国民健康保険事業（案）について

< 目 次 >

	頁
1 令和2年度京都市国保事業（案）について	
(1) 被保険者数等の見込	1
(2) 令和2年度保険料について	1
2 京都市国保を取り巻く状況	3
3 令和2年度財政状況	4
4 令和2年度における制度改正	5

1 令和2年度京都市国保事業（案）について

(1) 被保険者数等の見込

被保険者数は、少子高齢化に伴う人口減や後期高齢者医療制度への移行、短時間労働者への被用者保険の適用拡大（平成28年10月～）等による被用者保険への移行等により減少傾向が続いている。

項目	元年度予算	2年度予算	増△減
一般被保険者数	304,000人	299,000人	△5,000人（△1.64%）
一般世帯数	206,000世帯	203,000世帯	△3,000世帯（△1.46%）

(2) 令和2年度保険料について

ア 保険料算定の考え方

国民健康保険の制度改正（都道府県単位化）により、平成30年度から保険料で賄うべき主な対象が医療給付費から京都府へ納める納付金に変更となっている。

令和2年度当初予算においては、京都府から示された納付金に基づき収支計算を行ったところ、被保険者の皆様の御理解により保険料徴収率が堅調に推移していることや、約172億円もの一般会計繰入金を確保（財政支援分の繰入金は大幅に増額した令和元年度予算と同額を確保）することにより、**保険料率の据置で収支均衡が可能**となった。

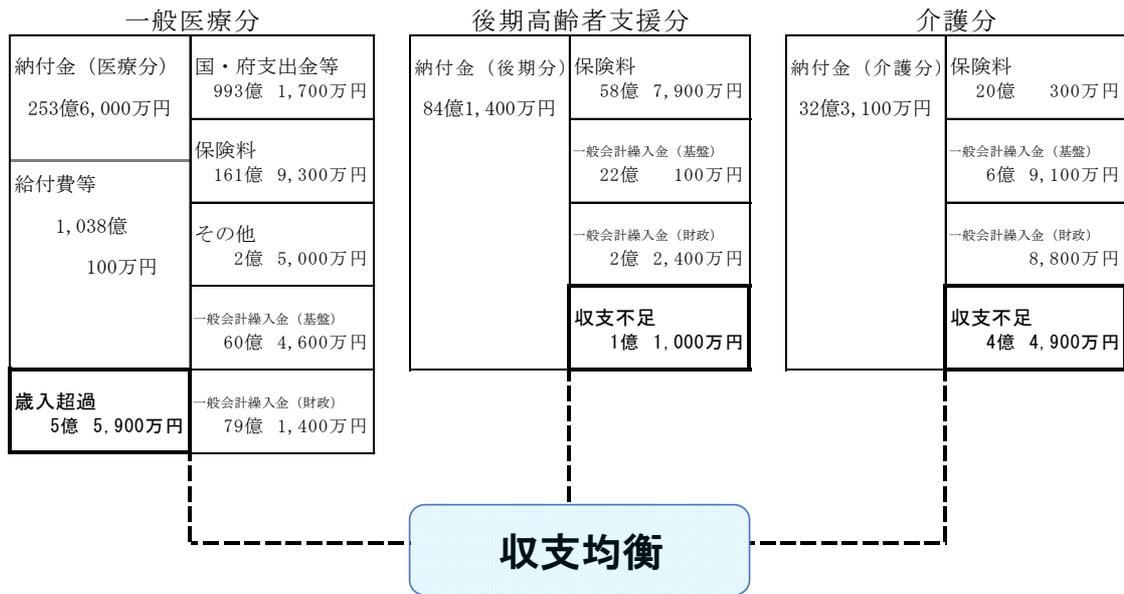


保険料率を据え置くことにより、所得が前年と同額ならば保険料も同額になるといったわかりやすい保険料の設定が可能となる。

ただし、制度改正により、保険料軽減拡充の影響を受ける世帯は負担が減少することとなる。

一方で、負担能力に応じた負担を一層促進するとともに、中間所得者層の負担軽減を図るため、保険料の最高限度額を医療分で2万円、介護分で1万円引き上げることとしていることから、所得の高い世帯については、負担が増加することとなる。

【収支イメージ図】



イ 保険料率・1人当たり保険料の状況

		保険料率			1人当たり保険料		
		元年度	2年度	増△減	元年度	2年度	増△減
医療分	均等割	24,360円	24,360円	(据置き)	55,284円	55,100円	△184円 (△ 0.33%)
	平等割	16,490円	16,490円	(据置き)			
	所得割	7.56	7.56	(据置き)			
後期分	均等割	8,870円	8,870円	(据置き)	20,095円	20,032円	△63円 (△ 0.31%)
	平等割	6,000円	6,000円	(据置き)			
	所得割	2.83	2.83	(据置き)			
介護分	均等割	9,410円	9,410円	(据置き)	21,466円	21,381円	△85円 (△ 0.40%)
	平等割	4,750円	4,750円	(据置き)			
	所得割	2.53	2.53	(据置き)			
医療分＋後期分					75,379円	75,132円	△247円
医療分＋後期分＋介護分					96,845円	96,513円	△332円

ウ 1人当たり保険料の推移（予算ベース）

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
保険料率	保険料率 据置き	保険料率 引下げ	保険料率 据置き	保険料率 据置き	1人当たり 保険料引下げ	保険料率 据置き	保険料率 据置き
医療分	60,469円	58,953円	58,830円	58,864円	54,988円	55,284円	55,100円
後期分	19,093円	18,614円	18,581円	18,592円	19,966円	20,095円	20,032円
介護分	21,419円	20,882円	21,008円	21,033円	21,412円	21,466円	21,381円
医＋後＋介	100,981円	98,449円	98,419円	98,489円	96,366円	96,845円	96,513円
対前年度比	△440円	△2,532円	△30円	+70円	△2,123円	+479円	△332円

エ 一般会計繰入金の比較

	元年度	2年度	増△減
基盤安定分	8,956百万円	8,938百万円	△18百万円 ※
財政支援分	8,097百万円	8,097百万円	0百万円
システム改修等分	126百万円	129百万円	+3百万円
合計	17,179百万円	17,164百万円	△15百万円

※ 被保険者の所得状況に応じて法定の保険料軽減を行った場合、その減収分は一般会計繰入金から補填することとされている。2年度は、法定軽減の拡充により保険料軽減適用率が増加する一方で、被保険者数が減少傾向にあることから、軽減額も縮小し、補填のための基盤安定分の繰入金も減額見込となっている。

2 京都市国保を取り巻く状況

- 平成30年度からの都道府県単位化により、財政運営の安定化が一定図られたが、高齢者や低所得者の加入割合が高いという国保の抱える構造的な問題の解決には至っていない。
- 本市においては、多額の一般会計繰入金を確保することにより、被保険者の負担軽減を図っているが、本市の一般会計も非常に厳しい状況にある。
- 被保険者数は減少しているものの、高齢化の進展や医療の高度化により1人あたり医療費は増加傾向にあることから、今後厳しい財政運営を余儀なくされると言わざるを得ず、現在の保険料水準をいつまでも継続できる状況にはない。
- 本市としては、「健康長寿のまち・京都」の取組と連携して実施している保健事業等により、被保険者の健康づくりに取り組むとともに、医療費の適正化を図ることで被保険者の保険料負担の増加の抑制に努めていく。また、国に対して、更なる財政措置の拡充に加え、国保を含む全ての医療保険制度の一本化など制度の抜本的改革を強く要望していく。

【参考】

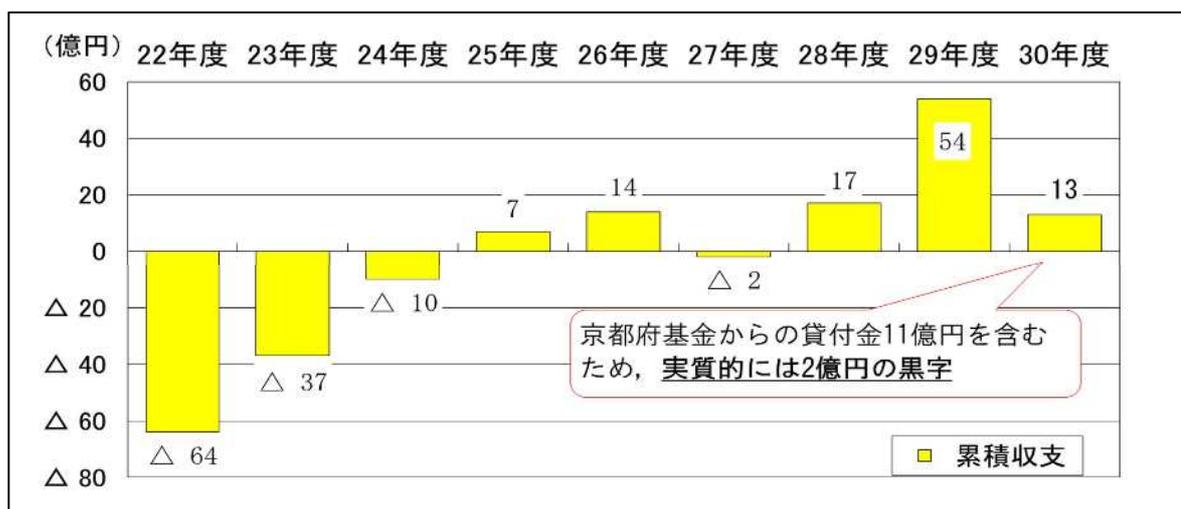
○本市における医療費の状況

	平成20年度	平成29年度	平成30年度	増△減 (30-29)
前期高齢者(65~74歳)加入割合	29.9%	38.9%	39.1%	+0.2pt
一般総医療費	99,267百万円	117,002百万円	114,539百万円	△2,463百万円 (△2.1%)
一般1人当たり医療費	281,674円	364,364円	367,147円	+2,783円 (+0.76%)

○本市における保険料軽減適用率

	平成20年度	平成29年度	平成30年度	増△減 (30-29)
軽減適用率	60.3%	79.4%	80.6%	+1.2pt

○京都市国民健康保険事業特別会計収支の推移



3 令和2年度財政状況

(単位:千円)

項 目		元年度 予算額(A)	2年度財政 見込額(B)	増△減 (B - A)	備 考	
一般医療分	歳入	保険料	16,550,000	16,193,000	△ 357,000	被保険者数の減等
		国庫支出金	2,822	2,916	94	
		府支出金	99,367,672	99,314,643	△ 53,029	特別交付金分の減等
		一般会計繰入金	13,966,997	13,959,821	△ 7,176	基盤安定分の減等
		基金繰入金	1,183,000	0	△ 1,183,000	国民健康保険事業基金の皆減
		その他	262,509	249,620	△ 12,889	
	小計	131,333,000	129,720,000	△ 1,613,000		
	歳出	給付費	98,606,000	98,602,000	△ 4,000	被保険者数減少等による減
		納付金	27,715,000	25,360,000	△ 2,355,000	京都府から提示された納付金の減
		保健事業費	1,129,567	1,158,551	28,984	
その他		3,882,433	4,040,449	158,016		
小計	131,333,000	129,161,000	△ 2,172,000			
差引過△不足額	0	559,000	559,000			
後期高齢者支援分	歳入	保険料	5,998,000	5,879,000	△ 119,000	被保険者数の減等
		一般会計繰入金	2,422,000	2,425,000	3,000	
		基金繰入金	185,000	0	△ 185,000	国民健康保険事業基金の皆減
	小計	8,605,000	8,304,000	△ 301,000		
	歳出	納付金	8,605,000	8,414,000	△ 191,000	京都府から提示された納付金の減
小計	8,605,000	8,414,000	△ 191,000			
差引過△不足額	0	△ 110,000	△ 110,000			
介護分	歳入	保険料	2,080,000	2,003,000	△ 77,000	被保険者数の減等
		一般会計繰入金	790,000	779,000	△ 11,000	
		基金繰入金	492,000	0	△ 492,000	国民健康保険事業基金の皆減
	小計	3,362,000	2,782,000	△ 580,000		
	歳出	納付金	3,362,000	3,231,000	△ 131,000	京都府から提示された納付金の減
小計	3,362,000	3,231,000	△ 131,000			
差引過△不足額	0	△ 449,000	△ 449,000			
退職者医療分	歳入	保険料	30,700	1,700	△ 29,000	被保険者数の減等
		府支出金	482,200	60,500	△ 421,700	給付費の減に伴う減
		その他	6,100	2,800	△ 3,300	
	小計	519,000	65,000	△ 454,000		
	歳出	給付費	487,000	62,000	△ 425,000	被保険者数減少等による減
		納付金	31,000	2,000	△ 29,000	京都府から提示された納付金の減
		その他	1,000	1,000	0	
小計	519,000	65,000	△ 454,000			
差引過△不足額	0	0	0			
歳入合計 (A)		143,819,000	140,871,000	△ 2,948,000		
歳出合計 (B)		143,819,000	140,871,000	△ 2,948,000		

4 令和2年度における制度改正

(1) 最高限度額の改定【諮問事項】(資料2)を用いて説明。

(2) 保険料軽減措置の対象世帯の判定に係る所得基準額の改定

保険料軽減措置について、経済動向等を踏まえ、5割軽減及び2割軽減の対象となる世帯の判定を行う所得基準額の引上げを行う。

軽減区分	現行の軽減判定(基準)所得	改正後の軽減判定(基準)所得
7割軽減	33万円	33万円(変更なし)
5割軽減	33万円 + (28万円 × 被保険者数)	33万円 + (28万5千円 × 被保険者数)
2割軽減	33万円 + (51万円 × 被保険者数)	33万円 + (52万円 × 被保険者数)

[保険料軽減拡充に係るイメージ図]

